

政議会議決員が校長候補を推薦して、それらの候補者について、協議会は
選記書記の政議により、三名の校長候補者を選定する。それらの候補者につ
いて選定候補者（政議会メンバー）は、但し、選定を命じられたもの、休職者、海
外出張者を除く）による。選記書記の政議を有資格者の過半数を構成員の父
長予選者として文部省に推薦し、校長として任命される。
この改正案は、選挙の拒否権問題と共に、推薦権を選挙員に与え、拡大す
ることに付いても討議されたが、僅少の差で否決された。
改正された選挙規則は、十二日、事務局長が上京のウエ、文部省と政議し、
白紙受がなされた。正次に決定された。
オニ次選挙期日等具体的な事項については、出来るだけ早い機会に教員懇
談会を招集して、そこで決められる予定である。定任のところが選挙は七月十
日前に行われる見通しが強い。
一方、八日の拡大政議会出席を促された大野校長は、選定をめぐり、
た、大野校長の健康状態について、九日朝霧病院が行われると伝えられる
又この会談で選挙選考規則改正委員会は一応解散したことになる。
(拡大政議会出席者は二十八名)

敬

終